

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十國發行)

縣報 第二百一十一號 明治卅六年六月六日 和歌山縣

○公文

○和歌山縣令第五十號

郷社以下神社并寺院佛堂境内民有地木竹管理規則左之通相定ム

明治三十六年六月二日

和歌山縣知事 橋 基 一 郎

郷社以下神社并寺院佛堂境内民有地木竹管理規則

第一條 郷社以下神社并寺院佛堂ニ於テ其境内民有地木竹ヲ採取セントスルトキハ此規則ニ依ルヘキモノトス

第二條 枯損木竹又ハ障礙木竹ヲ採取セントスルトキハ當廳ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 郷社以下神社并寺院佛堂ノ本堂庫裡ノ繕修用材ニ必要ナル木竹ハ當廳ノ許可ヲ得テ伐採スルコトヲ得但神社寺院佛堂ノ合併又ハ移轉ノ場合ヲ除ク外樹木ニ付テハ左ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス
一 目通り五尺以上一丈未満ノ樹木ハ其一割以内
一 目通り一尺以上五尺未満ノ樹木ハ其二割以内

前項ニ該當セザル建築物ト雖モ古社寺保存法ニ依リ特別保護建築物ニ指定セラレ又ハ同法ニ依リ修繕費ノ補助ヲ受ケタル建築物及神社寺院佛堂ニ特別ノ由緒ヲ有スル建築物ノ

縣報第二百一十一號 明治三十六年六月六日 第三種郵便物認可

造修用材ニ對シテハ前項ヲ適用ス

第四條 前條ノ建築物ニシテ災害復舊等ノ爲メ己ヲ得サル事由アルトキハ前條ノ制限ニ拘ラス當廳ノ許可ヲ得テ之ヲ伐採スルコトヲ得

第五條 林藪ノ經營上必要ナル採探ヲ爲セントスルトキハ當廳ノ許可ヲ受クヘシ

第六條 前二條ニ該當スルモノト雖モ神社寺院佛堂ニ由緒アル木竹及風致ニ必要ナル木竹ハ之ヲ伐採スルコトヲ得ス

第七條 境内地ノ林藪五町歩以上ニシテモノハ特別保護ノ方法ヲ設ケ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

但五町歩以下ト雖モ當廳ニ於テ必要ト認ムル場合ハ本條ノ規定ニ依ラシムルコトアル

第八條 境内地ノ林藪ニ於テハ土石切芝ノ採取又ハ樹根ノ採掘ヲ爲スコトヲ得ス但止ヲ得サル事情アル場合ハ當廳ノ許可ヲ得テ採取スルコトヲ得

第九條 境内地ノ林藪荒廢ノ虞アリト認ムルトキ其他境内地ノ状況林藪經營ノ必要アリト認ムルトキハ其經營ノ方法等當廳ヨリ指定スルコトアルヘシ

第十條 境内地ノ林藪ニ接續スル原野ニ火入ヲ爲セントスル者ハ三日以前ニ警察署ニ届出テ境内ノ林藪ニ對シテ防火ノ設備ヲ爲スヘシ

警察署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ火入ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十一條 神社寺院佛堂ノ管理者本規則ニ依リ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其手續ヲ怠リテ

ルトキハ金拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第十條第一項ニ違背シ又ハ同條第二項ノ禁止又ハ制限ニ違背シタルモノハ金拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 本規則ハ建物アル進拜所ノ境内木竹ノ管理ニ之ヲ準用ス

但第三條ニ依リ伐採ハ進拜所拜殿ノ修繕用材ニ限リ

第十四條 本縣令違ヒテ本規則ニ抵触ノモノハ郡長分任ノ外之ヲ廢止ス

○和歌山縣訓令甲第二十四號

官國幣社々番所
 郡 役 所
 市 役 所
 町 村 役 場
 縣社以下神社
 寺院并佛堂

官國幣社以下神社并寺院佛堂境内官理規則左之通相定ム
 明治三十六年六月三日

和歌山縣知事 橋 葉 一 郎

官國幣社以下神社并寺院佛堂境内管理規則

- 第一條 神社并寺院佛堂ニ於テハ其境内ノ周圍境界ニハ必ス境界標ヲ設ケ境内外ノ區別ヲ明ニシテ取籍ヲ爲スヘシ
- 第二條 神社并寺院佛堂境内林敷ニ於テハ祭典葬會等定例ノ外焚火ヲ爲スコトヲ得ス
- 第三條 神社并寺院佛堂境内ノ枯損又ハ障害木竹ヲ伐採セントスルトキハ其樹木ノ種別本數并目通り寸尺ヲ詳記シ又ハ其所在ヲ描出シタル見取り圖ヲ添付出願スヘシ
- 第四條 神社并寺院佛堂境内ノ林敷採伐ヲ爲サントスルトキハ其立竹年數ヲ區別シタル本數圖書ヲ添付出願スヘシ
- 第五條 神社并寺院佛堂ニ於テ建造物造修用材ニ必要ナル境内木竹ヲ伐採爲サントスルト

縣報第二百十一號

明治三十六年六月六日

第三種郵便物認可

三

キハ左ノ圖書等添付出願スヘシ

- 一 境内木竹種目并目通り寸尺等區別シタル本數圖書
 - 一 建造物修繕ノ設計書
 - 一 採伐セントスル木竹所在ヲ描出シタル見取り圖
 - 一 伐採木ヲ造修用伐ト爲スノ木取り書
 - 一 修繕費金出途明細書
 - 一 氏子檀信徒ノ現在戸數及人員圖書
- 第六條 第三第四條ノ伐採許可ヲ得タル木竹又ハ第五條ノ建造物造修用材ノ殘木ハ競爭投票ニ附シ賣却シ其代金ハ金庫又ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ修繕又ハ苗木植續費ニ蓄積スヘシ

但賣却代金額又ハ預ケ入金庫銀行名等詳記シ官國幣社ハ當廳ニ縣社以下神社并寺院佛堂ニ於テハ所轄市町村長ニ届出ヘシ

第七條 神社并寺院佛堂境内ニ於テ土石切芝ノ採取又ハ樹根ノ採掘爲サントスルトキハ其場所ヲ描出シタル見取り圖ヲ添付出願スヘシ

第八條 本規則ニ依リ差出スヘキ願圖書ハ官國幣社ハ當廳ニ直ニ差出シ其他ノ神社并寺院佛堂ニ於テハ所轄市町村長ニ差出スヘシ

第九條 市町村長ニ於テ第五條ニ該當スル圖書ヲ受理シタルトキハ願書ニ添付ノ氏子檀信徒ノ總數又ハ修繕費ノ出途明細書等事實取調ヘ其願末書ヲ添ヘ市長ハ當廳ニ町村長ハ郡

長へ進達スヘシ

第十條 郡長ニ於テ第三條第四條第五條第七條ニ該當スル願書ヲ受理シタルルハ調査ノ上
其事實ヲ詳具シタル意見書ヲ都へ進達スヘシ

○和歌山縣告示第二百二十八號
左記ノ者死亡ニ依リ本日和歌山縣產婆名簿ノ登録ヲ取消ス
明治三十六年六月一日

和歌山縣知事 楠 滿一 郎
伊都郡端場村二百七拾七番地
和歌山縣平民 楠 本 一 郎

○和歌山縣告示第二百二十九號

明治三十六年六月一日左記漁業組合ノ設置ヲ認可セリ
明治三十六年六月一日

和歌山縣知事 楠 滿一 郎

- 一名 櫻 田漁業組合
- 一地 區 和歌山縣有田郡田稻川村大字田
- 一 事務所位置 全縣全郡全村全大字五十五番地

○町村長ノ異動

那賀郡池田村長 佐野 尚 民
明治三十六年六月二日認可

縣報第二百一十一號 明治三十六年六月六日 第三種郵便物認可 五

○觀 測

明治三十六年六月一日ヨリ三日間當地氣象概況

種 類	六 月 一 日		六 月 二 日		六 月 三 日	
	前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年
平均氣壓	七五五耗七	七五五耗七	七五九耗六	七五三耗五	七六〇耗七	七五二耗三
平均氣温	一九度五	二二度八	一八度四	一四度二	一九度三	二二度五
最高氣温	二五度四	二七度二	二五度三	二〇度〇	二四度九	二七度〇
最低氣温	一三度三	一八度五	一二度八	一四度八	一二度五	一八度九
最多風向	西	南西	東北東	北	東北東	西北西
平均風力	三米二	八米三	三米四	三米一	五米一	七米四
天 氣	晴	曇後小雨	晴	曇又雨	晴	晴
雨雪量		五耗九		四耗一		〇耗九

縣報第二百一十一號

民國三十六年六月六日

第三種郵便物認可

六終

記 事	午後三時 廿分ヨリ 同十時〇 五分迄時 々降雨	午後五時 二分卅二 秒并全九 時廿六分 四十七秒 微震ア	午前一時 五十五分 ヨリ午後 〇時十五 分迄時々 小雨 同三時半 ヨリ雨速 續午前十 時四十三 分五十九 秒(二秒 間)微震	午後五時 六分卅八 秒微震ア	午前八時 四十五分 海上風雨 ノ警戒ヲ 解
--------	-------------------------------------	---	--	----------------------	-----------------------------------

(每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

明治三十六年六月五日印刷
明治三十六年六月六日發行

(總發行所)

和歌山縣

印刷所

和歌山縣十二番丁十三番地
和歌山縣十二番丁十三番地
和歌山縣報社印刷部